

教員養成・資格に関する教育刷新委員会の 建議への文部省と CIE の対応

— 占領下における「教員養成制度
刷新要綱案」作成経緯の検討 —

高橋 寛 人

序論

占領下における教員養成制度の改革過程に関する先行研究を見ると、1947年10月3日の教育刷新委員会（以下「教刷委」と略記）第41回総会における「教員養成に関すること（其の二）」の建議採択までの経緯は明らかにされている。そして、1948年6月のいわゆる新制国立大学設置に関する11原則以降における学芸学部・教育学部の誕生経緯は明らかにされている⁽¹⁾。しかし、この間の経緯は不明確である。本稿は、この欠落の一部を埋めようとする試みである。

CIE教育課長補佐をつとめたトレーナー（Joseph C. Trainor）は、占領下の日本で自らが携わった教育改革について1953年に『占領下日本の教育改革』（*Educational Reform in Occupied Japan*）と題する回想録を著している。同書は全427ページ、本文24章の大部の図書として、1982年に公刊された。第13章に「教員養成」があり、18ページにわたって記している。章の後半はIFELに関する記述であり、前半分が教員養成制度改革の経緯となっている。

同書によれば、教刷委の建議が出された後、CIEは「教刷委の建議にもとづいて、文部省がいかなる具体的な改革案を作成するのかを待つこととした⁽²⁾」と記している。そして、その改革案は「占領終結時までの教師教育改革のブループリントとなった⁽³⁾」と書かれている。トレーナ

一の回想録の「教員養成」の章の前半における教員養成制度改革経緯の説明は、同案に関する記述で終わっている。この次に教員組合の要求に関して1段落述べ、その後は6ページにわたってIFELの記述となっている⁽⁴⁾。つまり、その後の1949年4月における学芸大学・学部の発足や、教育職員免許法についてはほとんど述べてはいないのである。このプランがCIE占領下の教員養成・資格制度改革の基本方針となる重要なものであったことが示唆されるのである。

このプランについて、先行研究には全く記述がない。本研究では米国側文書の検討を加えることで、このプランが「教員養成制度刷新要綱案」であることが明らかになった。

結論を先に述べれば、文部省もCIEも教刷委での教師教育改革論議の方向性に不満と危機感を抱いており、CIEが文部省に対して、教刷委がすでに行った建議をふまえながらも、それとは異なった方向で作成させた改革案が「教員養成制度刷新要綱案」である。これは、①教員養成の基準に合致すれば国公私立を問わず教員資格を得られるようにすること、②師範学校を、都道府県ごとに設置する教員養成大学に改編すること、③同一校種の免許状について大学修業年限に応じて等級を別にする、④大学基準に合致しない旧教員養成学校は、暫定的に教員養成大学に設置される4年未満の課程とすること、⑤新教員養成機関の教員の質の確保を重視し、そのために教授選考（銓衡）委員会を作って選考することとしたのである。また、要綱案に対するCIE教育課の意見により、⑥中学校教員と高等学校教員がほぼ同一のカリキュラムで養成されるようになり、⑦高校教員の養成を、文部省案では各地域別に設置する教員養成大学で行なうとしていたのが、中学校教員とともに都道府県ごとの設置となる。

本稿で用いた資料は、アメリカ側文書としては、国立国会図書館所蔵の『CIE文書』、スタンフォード大学フーバー研究所所蔵の『トレーナ

一文書』、国立教育研究所所蔵の『戦後教育資料』と『大田周夫旧蔵資料』、そして『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』である⁽⁵⁾。

第1節 教刷委の建議とCIEの対応

1946年12月27日、教刷委は第1回建議事項において、「教員の養成は、総合大学及び単科大学において、教育学科を置いてこれを行うこと」と建議したが、それ以上の方向性を示すものではなかった。翌1947年2月14日の第23回総会では新制中学校、3月28日の第29回総会では新制高等学校の教員の資格を提言し、これらを合わせて「教員の資格に関すること」の建議として採択した。ただし、旧制諸学校との関係を提言したのみで、新学制における新しい教員養成にふれてはいない。

1947年5月9日の教刷委第34回総会は「教員養成に関すること（其の一）」を採択した。これは、主として、新学制において小・中・高等学校などの各学校種の教員養成を、どの学校に担わせるかについて提言したものであった。

教員養成に関すること（其の一）1947年5月9日第34回総会採択

一 小学校、中学校の教員は、主として次の者から採用する。

1 教育者の育成を主とする学芸大学を終了又は卒業したる者。

2 総合大学及び単科大学の卒業生で教員として必要な課程を履修した者。

3 音楽、美術、体育、家政、職業等に関する高等専門教育機関の卒業生で、教員として必要な課程を兼修した者。

二 高等学校の教員は、主として大学を卒業した者から採用する。

三 幼稚園の教員は、大体「一」に準じて採用する。

四 盲学校、ろう学校の教員並びに養護教員は、大体「一」に準ずる。

- 五 現在の教員養成諸学校中、適当と認められるものは学芸大学に改める。但し、臨時措置に関しては、別に対策委員会を設けてこれを審議する。
- 六 教員養成諸学校の教員養成のためにする学資支給制指定義務制は廃止する。教員の配当計画について、別に考慮する。
- 七 教員の養成に当たる学校は、官公私立のいずれとすることもできる。
- 八 教育者の育成を主とする、学芸大学の前期を終了したものは、小学校教員となることができる。右の者は後日、希望によっては復学して後期の課程を修めることができる。復学せずに通信教授または所定の講習会を完了したものは、考査の上、その大学の卒業者とすることができる。
- 九 以上の教員養成諸制度が充実するまでの応急措置として、取りあえず、現在制度の大学専門学校の卒業者が多数教職につくよう、また現在すでに退職し、あるいは転職している有資格者が再び教職につくよう特に勧誘することを文部当局に希望する。
- 十 教員の再教育については、組織的制度を設けることを文部当局に希望する。
- 十一 教員資格に関しては別に考慮する。

教刷委には教員養成及び教員資格に関する事項を検討するための特別委員会として、第8特別委員会が設置されていた。第8特別委員会は6月13日の第9回会合で、上記建議八の「学芸大学の前期を終了したものは、小学校教員となることができる」について、「小学校教員、中学校教員共に学芸大学4年の課程を修了することを原則とするものであり只暫定的措置として前期2年の修了者を教員とすることを認めようとするものである」ことを確認している⁽⁶⁾。

この建議によれば、小中高等学校の各教員を養成する機関は次のようで

あった。

| | |
|---------|---------------------------------|
| 小学校教員 | 学芸大学前期課程修了者 |
| 小・中学校教員 | 学芸大学卒業生、大学で教員として必要な課程を 修了した者 |
| 高等学校教員 | 大学卒業生 |

同建議は、7月18日の第39回総会でいったん採択された。しかし、後に CIE が反対して教刷委に修正を要求したため、第8特別委員会で9月26日の第13回会合において修正案を審議、10月3日の第41回総会で修正案が改めて採択されたのである。「教員養成に関すること（其の二）」は、試補制度の導入を提言した。試補制度とは、大学の課程を修了・卒業した者を一定期間実務につかさせた後、適任者に教員免許状を与えるというものである。7月18日に採択された時の内容は以下のようであった⁽⁷⁾。

教員養成に関すること（其の二）

1947年7月18日第39回総会採択（当初）

一 教員検定の方法

大学の課程を修了又は卒業した者を一定期間教諭試補として実務につかせ、教員として必要な事項について指導研修させ、所定期間終了後教員検定委員会が左記の資料等に基いてその人物、学力、身体について検定し、合格者に教諭免許状を授与する。

1 出願者の報告

2 在職学校長の意見書

3 卒業学校長からの人物、学力、身体についての調査書

二 教諭試補期間

1 教職的課程を履修した者は実務従事期間6ヶ月

- 2 教職的課程を履修しなかった者は実務従事期間1ヶ年
- 三 音楽、美術、体育、家政、職業等に関する高等学校（5ヶ年以上）
又は高等学校専攻科（2ヶ年以上）の卒業者は「一」に準ずる。
- 四 教員検定委員会
(略)
- 五 助教諭の資格は高等学校卒業以上とする。

「二 教諭試補期間」を見ると、上掲の7月18日採択の建議では、教職課程を履修していない者でも試補1年間で免許状が得られるようになっていた。教職教育を重視するCIEにとっては、教職課程を履修しない者に免許状を与えるという点が大きな問題であった。そこで、すでにいったん採択された建議を修正するために再審議するよう要求したのである⁽⁸⁾。

第8特別委員会では試補制度について、6月13日の第9回会合以降議論しており、CIEと文部省はこの問題を懸念していた。7月10日、CIEの教師教育担当官カーレー（Verna A. Carley）と文部省師範教育課長玖村敏雄の会合で、このことを取り上げている。玖村は、教職課程を履修しないで免許状を与えるという教刷委の発想は、「教員養成はすべて学芸大学で行い、教員大学や教育大学という考え方を完全に否定する」という提案につながると危惧した。カーレー自身も「教師教育改革に関する教刷委の影響を疑問視せざるを得ない」とこの会議の報告書の末尾に記したのである⁽⁹⁾。カーレーが、学芸大学とは別に教員大学や教育大学が必要であると考えていたことが示されている⁽¹⁰⁾。

教刷委はCIEの指示にしたがって、9月26日、第8特別委員会の第13回会合で再審議し、10月3日の第41回総会で修正案が採択されたのである。その結果、7月18日に採択された建議の問題箇所は、「臨時措置」に格下げされた。原則として教職課程を履修しなければ試補として

実務につけず、したがって免許状も得られないことに改められたのである。

二 教諭試補期間

- 1 教職的課程を履修した者は実務従事期間6カ月
- 2 教職的課程を履修しなかった者は教職的課程に関する相当期間の教育修了後実務従事期間6カ月
但し臨時措置として
 - 1 教職的課程を履修した者は、実務従事期間6カ月
 - 2 教職的課程を履修しなかった者は、実務従事期間1カ年

教刷委第8特別委員会査の務台理作は、この事情について「司令部の意見との食違いで、それが文部省の方にも相当強い意見が司令部の方から伝わったということであります。ここにまあ修正をする理由の一番根本のところがある⁽¹¹⁾」と述べている。

第8回特別委員会の会合はこれが最後となった。教員養成・資格制度を検討する場合は、後述するように、教刷委から文部省内の委員会に移されるのである。

ところで、トレーナーの回顧録は、CIE教育課内部でも教員養成制度改革について、意見の不一致があったことを、以下のように記している。

当初教刷委の提言は、CIE教育課の関与なしに作成された。やがて教員養成改革に関する教刷委の方針が決まってくるにつれて、この問題に関する教育課内の見解の違いが表面化した。師範学校が従来の低い水準のまま存続し続けるのを阻止する上で望ましいステップであると考えた課員がいた。他方、「リベラルアーツ」を重視することによって確固とした教員養成ができなくなると考えたり、リベラルアーツ重視を教職教育の改善構想に対する深刻な脅威ととらえる者もいた。教刷委の日本

人委員間における対立のうち、間違っただけが勝利したと考えるグループもいた⁽¹²⁾。

5月29日のトレーナーからオア教育課長宛の報告書には、CIEメンバー間の見解の相違が記されている⁽¹³⁾。高等教育担当のイールズ (Walter C.Eells) は、師範学校がすでに3年制であるのに、2年制の短大にしようとしている⁽¹⁴⁾。教師教育担当のカーレーは、多くの教職専門教育を行うべきだと考えて、日本の教師教育関係者と協働している。初等教育担当のヘファナン (Helen Heffernan) は、初等学校教員も中等学校教員と同等の養成教育が必要だと望んでいる。

そしてトレーナーは、次の事実を指摘している。

教刷委はとくに、そしてCIEもすべての師範学校を4年制の教員大学にすべきだとは主張していない。

教員資格を得るために、教員養成大学における4年間の養成教育が必要だとはだれも考えていない。

師範学校あるいは教員大学で4年間の養成教育を受けた教員が毎年5万人必要だという事実を前提に置いて議論している者はいない。

そこで、トレーナーは、免許制度と養成制度を分けて考えることを提案した。免許資格は需要と供給との関係で考えなければならない。すなわち、教員養成大学としては4年制を標準とするが、養成教育が4年に満たない者にも免許状を与えるというものである。4年制の教員大学に短期の課程を付設する。4年制の後期2年の課程は現職教員や特別奨学生などを対象とし、教育界のリーダーを養成する。大半の学生は短期課程で学び、教員免許資格を得るとというのがトレーナーの提案であった。そうしなければ、教師は全員4年制大学卒業生となってしまう、すなわち、教員養成を主な目的としない教育機関の卒業生だけになってしまうと述べたのである⁽¹⁵⁾。

CIE 職員の中でも教師教育担当であったカーレーは、以前から教刷委の教師教育改革の方向性に全面的に反対してきた。また、CIE 教育課の方針にも反対して、教刷委をコントロールすべきだと繰り返し主張してきたのである⁽¹⁶⁾。

第2節 文科省・CIEによる教刷委とは別の教員養成審議会の設置構想

教刷委の方向性に疑問を持った文部省は、「教員養成制度及び教員検定制度調査委員会」の設置を計画した。7月31日付けで同委員会の経費要求の文書を作成した⁽¹⁷⁾。「教員養成制度及び教員検定制度調査実施要領」という文書が、『戦後教育資料』に所蔵されている⁽¹⁸⁾。日付は記されていない。

教員養成制度及び教員検定制度調査実施要領

一、趣旨

学校教育法施行によって師範教育令及び教員免許令等の教員免許状、教員検定等に関係する勅令が廃止され、教育刷新委員会は過日教員養成及び教員検定制度の改革について基本的事項を決議報告された。この両制度は六三制の進行に伴い速急に制定実施することが必要である。この両制度について刷新委員会の決議を尊重しつつ、実施案を根本的に調査審議するために次の要領でこれを実施する。

二、要領

1. 教育者の育成を主とする学芸大学、総合大学及び単科大学の教職的課程、特殊の教科の教員を育成する高等学校専攻科等教育者養成機関について根本的に調査審議する。
2. 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、盲学校、聾学校及び養護学校の校長及び教員の免許状、検定等について教員養成制度及び教員

再教育制度と連関して調査審議する。

3. 委員は各種の教員養成学校の校長及び教員、前号の各種の学校の校長及び教員、教育刷新委員会の委員、大学設置基準委員会の委員、学識経験者、教員組合の推薦する者等約 31 名本省関係官約 25 名を任命又は委嘱する。

4. 会議は総会及び分科会とし、総会は毎月 3 回を基準とし年度内に 25 回開催する。

5. 委員会の決定は法令作製の基礎資料とする。

委員の数が非常に多い。構成を見ると、教員養成学校の校長・教員や幼稚園・小・中・高等学校の校長・教員をはじめとして、文部省関係官が 25 名も参加する点が注目される。教刷委の委員も含まれるが全体に占める割合は低く、議論は教職教育重視、師範系学校の維持・拡大に向かうことが予想される。また、文部省職員の数が多いために、文部省主導となる可能性が高い。教刷委の議論とは異なる方向に向かうことは疑いが無い。

8 月 11 日、日高等学校教育局長、玖村師範教育課長、松井正夫大学教育課長、大田周夫高等教育課長、坂元彦太郎初等教育課長ら文部省職員と CIE の教師教育担当のカーレー、高等教育担当のイールズ、中等教育担当のオズボーン(Monta L.Osborne)とホリンズヘッド(Billie Hollingshead)、初等教育担当のヘファナンの会合が開かれた。文部省、CIE の多くの職員が集まっていることから、重要な会議であったことがうかがわれる。この席で日高は「教員養成制度及び教員検定制度調査委員会」の設置を提案した。上記「教員養成制度及び教員検定制度調査実施要領」の事項を説明したのである⁽¹⁹⁾。

CIE は、そもそも教刷委の建議は教師教育を不要にするものであるととらえていたので、教刷委の建議の具体策を検討するための調査の必要

性や委員会の設置を疑問視した⁽²⁰⁾。この委員会の委員構成についても批判した。委員会のメンバーは、教師教育に専門的な関わりと責任を真に有する人々を代表しているのか、地域的に日本全体から代表が選ばれるか、自立性・独立性は保たれるのか、等々であった。

CIEは、教員養成機関と教師教育課程の関係について日本の教育関係者に理解の混乱があると述べた。また、師範学校を廃止すると、教師教育の改善を妨げる恐れがあることを指摘した。教師教育に専門的に関わっている人々による委員会を作るならば、除去すべき欠点を分析するとともに、達成されるべき水準を積極的に開発することも可能であろうと考えたのである。

日高は教刷委の改革案は反動的で、教師教育を退廃させるものであると思うと述べた。彼は、CIEが教刷委に対して、教師教育に関する教刷委の決定が米国教育使節団の勧告に反するものであること、そして教職専門教育の面で不十分なものであることを、教刷委に指摘してほしいと頼んだ。これに対してCIEは、文部省は最も専門的な組織として、教刷委の提案の効果を調査して明らかにすべきだと述べた。

最も関連の深い専門家が集まって、教員養成・資格について審議し報告する委員会をつくることが望ましいという点で、文部省とCIEの意見が一致した。しかし、そのような委員会と教刷委との関係等が今後の検討事項となった⁽²¹⁾。

その後、CIE教育課は文部省に対し、「教員養成制度及び教員検定制 度調査委員会」を設置する必要はないと伝え、だが、そのかわりに文部省学校教育局内のすべての課が関与する委員会を作って検討するよう指示した⁽²²⁾。この間の事情を、9月19日の教刷委第40回総会において日高第四郎学校教育局長が次のように述べている。

私どもとしては大体教育刷新委員会の第8特別委員会によって決定されました線に沿いまして、それを具体化する方法に進みたいと

思いまして、実は特別の委員会を設けて刷新委員会とも連絡の上で具体案を作成したいと思ったのでありますけれども、……これを無理にすることは却って誤解を深めることだと思いましたので、これは差控えた次第であります。そうして一応文部省内に掛りの者を委員にいたしまして、教員の養成機関の具体的な内容に関することと、それと連関した教員の免許状の制度の問題と、教員の再教育の問題とを検討するように用意をいたしておるのであります⁽²³⁾。

次いで、文部省内の検討委員会が改革案をつくる理由として、教刷委の方針とCIEの考え方が異なることを、説明している。

刷新委員会の御意思…のあるところも採入れるようにし、又司令部側の主張の中にも更に聞くべきものがあると思いますのでその方面も取合せましてできるだけ了解の行くような案を立てたいと思っております⁽²⁴⁾。

ここでは述べていないが、すでに見たように文部省の考え方も教刷委とは異なっていた。これも大きな理由であった。

そして、教刷委の案を参考にしないで文部省としての案を作る旨を述べたのである。これは、教刷委の否定を意味する発言であった。

本来ならば第8委員会の具体的な案が十分でき上ってからそれを参考に文部省案を作るのが趣意でありますけれども、……それをいつまでも待つということもむつかしいので……文部省の案を作りたいと思っております⁽²⁵⁾。

以上のように、日高局長は、第8特別委員会の案ができあがるのを待たずに、文部省内で改革案を作成すると述べたのである。そして、既述のように、日高のこの説明から7日後の9月26日、第8特別委員会の第13回会合が開かれた。議題は、同委員会が以前、7月18日に議論してまとめ、その日の午後の第34回総会で採択された建議「教員養成に関すること（其の二）」の修正であった⁽²⁶⁾。これが第8特別委員会の最後の

会合となった。つまり、CIE・文部省にとって、教刷委での教員養成・資格制度に関する検討は不要とされたのである。

教刷委とは別に検討委員会を作るという提案は、CIE内部からも出された。前述のように、教刷委の建議に対するCIE教育課員の評価は分かれた。ひとつは、教刷委の提言が教職専門教育に対する深刻な脅威ととらえる立場であり、いまひとつは、師範学校がレベルの低い教育を続けることを阻止できる望ましい提言ととらえる立場であった。前者の考え方に立つCIE教育課員は、文部省と同様、教員養成に関して教刷委とは別の検討委員会を設置することを考えたのである⁽²⁷⁾。

すなわち、教師教育担当官のカーレー、職業教育担当のモス（Louis Q.Moss）、初等教育のヘファナン、中等教育のホリズヘッドの4名は9月10日、オア教育課長に、教員養成に関する文部省の諮問委員会を設置することを提案した。教員の採用、選考、教育、資格制度に関わる学校、師範学校、大学等を代表する自立的な委員会で、これらの事項について文部省に勧告する。全国7地区ごとに教員養成諸学校の教員を中心とする地区諮問委員会を置く。そして各地区から選ばれた委員と文部省職員により中央諮問委員会を構成するというものであった⁽²⁸⁾。トレーナーによれば、これは全米教師教育諮問委員会をまねたものであったという。CIE教育課長補佐のトレーナーはこれに対して、教刷委にすでに与えられている権限を乗っ取るような委員会をつくるのは困難であり、教刷委に与えた自主性と独立性を損なうものであるという理由から反対した。序論で述べたように、CIE教育課としては、教員養成・資格制度の改革案を文部省内で検討させて、いかなるプランを作成するかを見守ることとしたのである⁽²⁹⁾。

第3節 文部省による教員養成制度刷新要綱案の作成

以上のようにして、文部省学校教育局内部に設置された委員会は、「教員養成制度刷新要綱案」というプランを作成する。9月9日付の「要綱案」が『大田周夫旧蔵資料』に所蔵されている⁽³⁰⁾。

教員養成制度刷新要綱案 1947年9月9日

第1. 教員養成方針

一、小学校・中学校・高等学校の教員は主として次の学校に於て養成する

1. 教員養成を主とする学芸大学（仮称）
2. 教職的課程を有する総合大学及び単科大学
3. 教職的課程を有する音楽・美術・体育・家政・職業等に関する修業年限5年以上の高等学校又は修業年限2年以上の専攻科を有する高等学校

二、幼稚園及び養護学校教員の養成は大体一に準ずる

三、盲学校・聾学校の教員は一に準ずる教育機関に於て養成する

四、教員養成をする前記の学校は、国、公、私立の何れを問はず大学（高等学校）設置基準設定委員会の定める一般教養学科、専門教養学科及び教職教養学科の課程を設けねばならない

五、教員の供給量を確保する目的を以て、教員志望の学生・生徒のため、委託学生（生徒）制度、育英制度を活用する等の措置を講ずる

六、都道府県は別に定める基準に従ひ、臨時措置として、教職的課程を有する修業年限5年以上の高等学校又は修業年限2年以上の専攻科を有する高等学校に於て小学校及び中等学校教員を養成することができる。

第2. 教員の養成を主とする学芸大学

一、教員の養成を主とする学芸大学を分つて第一学芸大学及び第二

学芸大学とする。

二、第一学芸大学は小学校教員及び中学校教員の養成を目的とし、教員需要関係を考慮して都府県毎に、第二学芸大学は、高等学校教員の養成を目的とし、教員需要関係を考慮して広地域別に全国数ヶ所に設置する。

三、第一学芸大学は当分の間2年制を原則とする。但し年次計画をもって逐次4年制とする。

四、学芸大学には臨時教員養成機関、幼稚園教員養成機関及び養護教員養成機関を附設することができる。

五、公私立の学芸大学は右に準ずるものとする。

第3. 特殊の教科を指導する教員の養成を主とする大学

一、中学校・高等学校の音楽、美術、体育、家政等の教員養成を主とする大学の制度は、学芸大学に準ずるものとする。

二、中学校職業科、高等学校実業科の教員の養成を主とする職業教育大学（仮称）の制度は学芸大学に準ずるものとする

教刷委の「教員養成に関すること（其の一）」と比べると、中学校教員の養成も学芸大学での2年間の課程で可能としている点、高校教員について、学芸大学でも養成可能とした点、一般大学の場合でも教職課程を履修しなければならないとした点が異なっている。

9月9日付要綱案は、小中学校教員と高校教員の養成機関を次のように構想したことを確認しておこう。

| | |
|--------|------------------------|
| 小中学校教員 | 第一学芸大学（2年制）、教職課程を有する大学 |
| 高校教員 | 第二学芸大学（4年制）、教職課程を有する大学 |

9月23日、玖村とカーレーの会合が行われた。玖村は、文部省内の検

討委員会の検討状況について報告した。文部省内の委員会の構成メンバーは、玖村師範教育課長、坂元初等教育課長、森田中等教育課長、大田高等教育課長、内藤庶務課長ほか1名である。学校教育局長の日高第四郎と同次長の剣木亨弘がオブザーバーとして加わっていた。

玖村はカーレーに、以下の諸事項が検討中の課題であると説明した。カーレーの会議報告から抜粋しよう。

- I 教員資格について検討する以前に、教師教育について合意を得ることが重要である。
- II いかにして教職に優れた人物をひきつけるか、教師と教育に対する社会の認識を高める必要性、現在の給費制と服務義務制を廃止した後、どうしたら貧しくとも有能な学生が教員養成教育を受けられるようにできるか。
- III 師範学校の教授陣の質をいかに改善するか。現在の教授陣の専門職としての地位が低い社会的要因は以下のようなものである。
 - a) 師範学校が専門学校レベルの学校になったのは、1943年である。現在は14年間の学校教育を受けた後に入学するが、以前は11年間で入学する中等教育機関であった。
 - b) 師範学校が専門学校レベルになったとき、教員はほとんどかわらず、戦争中も古い教員が残ったままである。
 - c) 若い教員や新しい教員は、中等学校や都道府県の管理職に魅力を感じている。
 - d) 教授の質の向上のためには、施設設備と図書館の改善が必要である。
- IV 小学校、中学校、高等学校の教員を別々の教育機関で教育すべきか、同じ教育機関において異なったカリキュラムで教育すべきか。
- V 文部省の検討委員会は、養成教育や経験年数が同じであれば、初

等学校教員と中等学校教員の給与額を等しくしたいと考えている。

- VI 教刷委が提言した学芸大学について、一学部と複数学部のどちらが望ましいか。障害児、音楽、養護、図工などの教員を養成する特別の学校を設置すべきか。
- VII 新制高等学校の教員はどこで養成されるべきか。ひとつは各都道府県という意見があり、ほかに新制高校は各地域、小中学校は各都道府県という意見があった。
- VIII 一般教育は大学の4年課程のうちの初めの2年間に限って行うのか、4年間にわたって行うのか⁽³¹⁾。

第1の課題として、教員資格より先に教師教育の制度を決めることをあげている。「教員養成制度刷新要綱案」というタイトルに示されているように、要綱案は資格制度の前に養成制度の改革方針を決めるという段取りであった⁽³²⁾。第2は、給費制・服務義務制をなくしても優秀な人材を招き入れる方法、第3は、師範学校の教員の質の向上という課題であった。第3点に関して、玖村は、日高局長が師範学校教員の選考委員会の設置を提案していることを伝えた。現在、中等学校の教員あるいは専門学校・大学・文科大学の卒業生の中から師範学校の校長が教員を選任しており、校長が教員を文部省に推薦すると文部省はそれをそのまま認めているという状況であると、文部省はCIEに伝えている。

第4は、小・中・高校教員の養成機関やカリキュラムを、別々にすべきか、同じにするかという問題であった。第5は初等・中等学校教員の養成期間が同じなら給与も等しくすべきこと、第6は学芸大学の学部数と障害児や芸術教科等の教員養成、第7は、新制高校教員の養成機関を都道府県ごとか、それをこえた広地域ごとに置くかで、第6と関わる。そして第8は、一般教育を1・2年次に行うか4年間通して行うかという問題であった。

さて、「教員養成制度刷新要綱案」について、『大田周夫旧蔵資料』のほか『戦後教育資料』を調べると、9月9日付の次は10月13日付が所蔵されている⁽³³⁾。

教員養成制度刷新要綱案 1947年10月13日

第1 教員養成方針

1. 小学校・中学校・高等学校・幼稚園・特殊学校の教員及び校長並びに視学は原則として4年制の大学で行う。
2. 大学設置基準設定委員会の定める教員養成の基準に合致する大学は、国・公・私立の何れを問はず教員養成をすることが出来る。
3. 教員養成大学の学科課程は、小学校・中学校・高等学校教員の別によって定めるが、同一大学において2種又は3種の教員を養成することも出来る。
4. 最少安全限度の教員を確保するために各都道府県又は広地域別に教員養成大学を設ける
5. 都道府県は別に定める教員養成の基準に従ひ、臨時措置として、修業年限2年以上の高等学校専攻科の卒業生に小学校及び中学校の教員免許状を与えることが出来る
6. 独学者及び大学在学中教職的課程を修めなかった者のために試験検定の制度を設ける

第2 教員養成大学

1. 教員の需給関係を考慮して、小学校・中学校の教員養成大学は少なくとも都道府県毎に1校を、また高等学校教員養成大学は広地域に全国数カ所に設ける必要がある。
2. 中学校・高等学校の音楽・美術・体育・家政等の教員養成大学は広地域別に全国数ヶ所に設ける必要がある。
3. 中学校職業科・高等学校実業科の教員養成を目的とする職業教

育大学（仮称）は教員養成大学又は実業大学の一部とする

4. 盲学校・聾学校の教員は広地域別に特殊教育大学で養成する
5. 幼稚園教員及び養護教員の養成は原則として各都道府県の教員養成大学で行う
6. 教員養成大学には附属研究学校・現職教員再教育施設を置く

第3 転換措置

1. 従来 of 師範学校及び其の他の教員養成機関は昭和 23 年度限り廃止し、昭和 24 年度から新制度を実施する
2. 4 年制大学たるの実を備える教員養成諸学校の設備を転換して教員養成大学とする
3. 2 に該当しない諸学校はその設備を利用して 2 年制又は 3 年制の大学課程を設け内容を充実して逐次 4 年制大学とする
4. 第一の 1 にいう教員については、その修業年限に応じて甲種、乙種の如き程度の異なる免許状を与え、残余の年限就学を志す者のためにそれが可能であるような途を拓く
5. 教授陣の強化についてはとくに注意し、委員会を設けて優秀な者を選衡する

さきに見た 9 月 9 日付案と比べると、第 1 に「学芸大学（仮称）」から「教員養成大学」にかわった。第 2 に、小中学校教員の養成について、先の 9 月 9 日付案では 2 年制の学芸大学で行うとしていたのに対し、この 10 月 13 日付案は暫定措置として 2 年制または 3 年制となっている。第 3 に、職業教育大学、特殊教育大学が登場している。第 4 に、教員養成大学の教授陣強化のために、選考委員会を設けて教員を選考するというプランが登場している。前述の 9 月 23 日の玖村とカーレーの会合で玖村が述べたように、日高局長が提案したプランであった。

小中高等学校教員の養成機関は次のようである。幼稚園・小学校・中

学校・高等学校教員のいずれも4年制大学で養成することを原則としつつ、短期の課程を置き、修業年限に応じて免許状の等級を別にするという構想となったのである。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 小・中学校教員 | 小中学校教員養成大学、教員養成の基準に合致する大学 |
| 高校教員 | 高等学校教員養成大学、教員養成の基準に合致する大学 |

第4節 CIEによる「教員養成制度刷新要綱案」の検討と承認

この10月13日にカーレーと玖村の会合が行われた。玖村はカーレーに「教員養成制度刷新要綱案」を示した。カーレーがこの時に話題にあげたのは、「国立」(governmental)の「教員養成大学」(teachers college)であった。第1に地方分権化の見地からすると「国立」は問題であり、第2に教刷委の提言である教員養成のための学芸大学(liberal arts college for teacher preparation)と「教員大学」は異なるからである。玖村は、都道府県が教員養成大学を維持するのは財政的に困難であると述べた。すぐにカーレーがCIEの教育行政系のメンバーに尋ねたところ、国から財政支援を受ける都道府県立学校はありうるとの返答であった⁽³⁴⁾。CIEは官立大学の地方移管を考えており、とくに1943年3月まで都道府県立であった師範学校はその筆頭候補であった。学芸大学と教員養成大学の問題については、カーレー自身、教刷委の学芸大学構想を批判し、教員大学や教育大学を志向していたことは、既述のとおりである。

トレーナーは「教員養成制度刷新要綱案」をCIEの関係職員に渡して、11月12日まで各自意見を文書で提出するよう求めた⁽³⁵⁾。12月8日、玖

村はトレーナーとの会合で「教員養成制度刷新要綱案」に対するCIEの承認を求めた。会合の後、トレーナーはオア教育課長宛に、報告書を提出した⁽³⁶⁾。報告書は「以前、文部省がCIEに提出した『教員養成制度刷新要綱案』に対して、CIEが返答していないことを日高局長が憂慮している」と記している。

トレーナーは、「教員養成制度刷新要綱案」をすでにCIEの関係職員に渡してコメントを求めている。モスとオズボーンとヘファナンはコメントを提出した。しかし、カーレーは、同案は文部省のプランとは言えないとして、コメントを拒否した。教師教育担当官であるカーレーがこのように述べたことは注目しなければならない。おそらく、カーレーからすれば、要綱案が教刷委の建議にしばられていると考えたのであろう。

モスとオズボーンは要綱案に賛成であるが、職業教育系のモスは、「特別教科の教員」の前に「実業科の教員」を加えるべきだと述べた。「幼稚園・小学校・中等学校教員、障害児教育の教員、養護教員、特別な教科の教員、管理指導職員を含むすべての教育労働者に免許資格が必要である」(原文英文)という文言の中に、「実業科の教員」を加えるべきだといっているのであるから、実質的な変更ではない。中等教育系のオズボーンは、中学校教員と高校教員の養成が同時に行われるべきだと主張した⁽³⁷⁾。二人ともそれ以外の点では要綱案に賛成であった。トレーナーは、初等教育担当のヘファナンのコメントについて、「ヘファナンは、この案が、長期的な目標と暫定的な措置とを含んでいることを理解していない」「教員養成と資格制度を混同している」と記している。

そして、トレーナー自身の見解を以下のように述べた。モスとオズボーンの意見に従って、「実業科教員」を加えることと、中・高等学校の教員を同時に養成するように改めることを玖村に指示し、要綱案を承認する。CIE教育課のメンバーは、要綱案にそって対応する。文部省に対しては、この要綱案をもとに具体的な実施プランを作成させ、それを

CIE教育課が検討して、承認を与えていく、というものであった。そこで、翌9日午後に、CIEが要綱案を承認する旨を玖村に伝えたいと述べた。また、トレーナーは、要綱案について、教刷委の方針と一致していると記していることが注目される。

翌日、12月9日、教育行財政系のルーミス (Arthur K. Loomis) はトレーナー課長補佐に要綱案について文書で意見を伝えた⁽³⁸⁾。ルーミスは、要綱案を非常によいと評価した。ただし、疑問点を2つあげた。

ひとつは、さきに見たオズボーンの指摘と同じである。小中高校教員ごとに別々のカリキュラムを設けることを想定している点に対する批判である。教員養成カリキュラムには、学校種を問わず共通性があるはずで、校種によって異なる内容は教職専門教育全体の半分以下に止めるべきであり、中学校と高等学校の教員は同じカリキュラムで養成されるべきだと述べた。

いまひとつは、高等学校教員や音楽・美術・体育・家政・職業等の教員養成機関を地域ごとに置くとしている点への批判であった。高校教員は都道府県で養成すべきであり、音楽、美術、保健等の教員についても、一般教育科目や教職専門科目をしっかりと学ばせることが必要だとルーミスは述べた。また、教員養成機関については、半数以上を廃止し、各県1校で十分だろうと記した⁽³⁹⁾。

トレーナー文書には、「教員養成制度刷新要綱案」の英文 (MAIN POINTS OF TEACHER PREPARATION PLAN) が所収されている (この和訳文は、後掲の注参照)。ただし日付が記されていない。玖村が初めてカーレーに要綱案を説明したのは、既述のように10月13日であったが、トレーナー文書所蔵の英文はさきに見た10月13日付「教員養成制度刷新要綱案」とは異なるが、次の12月15日付「教員養成制度刷新要綱案⁽⁴⁰⁾」とほとんど同じである⁽⁴¹⁾。

教員養成制度刷新要綱案 1947年12月15日

第1 教員養成根本方針と教員養成大学

1. 教員は原則として4年制の大学で養成する
2. 大学設置基準設定協議会の定める教員養成の基準に合致する大学は国・公・私立の何れを問はず教員を養成することができる。
3. 教員養成大学の学科課程は幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びその他の教員の別によって定めるが、同一大学において2種以上の教員を養成することも出来る。
4. 必要数の教員を確保するために左の各号によって相当数の4年制教員養成大学を設ける必要がある。

イ. 幼稚園・小学校・中学校の教員養成大学は少なくとも都道府県に1校を設ける。

ロ. 高等学校・盲学校・聾学校・養護学校の教員及び音楽・美術・体育・家政・職業・実業科等の教員を養成する大学は少なくとも広地域別に各1校を設ける。

5. 中学校職業科及高等学校実業科教員は実業大学又は教員養成を主とする大学で養成する。
6. 教員養成大学には実験・実証・観察・教育実習のための適当な施設並びに現職教員再教育のための十分な施設を設けなければならない。

第2 教員養成大学の学科課程

1. 大学設置基準設定協議会は教員養成大学のために各種の教職員のための基本的学科課程要綱を定めなければならない。
2. 教員養成大学においては少なくとも全課程の3分の1を一般的教養学科に、又少なくとも6分の1を教職的教養学科にあてなければならない。

第3 現在施設の転換措置

1. 現行教員養成諸学校は昭和23年度限り廃止し左の各号によって昭和24年度から新制度を実施する。

イ. 現行教員養成諸学校のうち大学設置基準設定協議会の定める基準に合致するものは4年制大学とする。

ロ. 現行教員養成諸学校のうち大学設置基準設定協議会の定める基準に合致しないものは暫定措置として4年制の学科課程を考慮して定めた2年若しくは3年の課程を持つ教員養成大学とし速やかに内容を充実して逐次4年制の大学とする。

第4. 免許状

1. 資格の免許は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・養護学校等の教員・学校管理者及び視学を含むあらゆる教職員に必要である。

2. 免許状には免許学校の種別・科目・程度・免許せられる職務を明記せねばならぬ。

3. 教員養成大学の修業年限に応じて免許状に等級（甲種・乙種・臨時等のごとき）を設けることが出来る。

4. 独学者又は教員養成の課程を履修しない者のために試験検定制度を設ける必要がある。

第5. 教員養成大学の教授

教員養成制度の改善は最も多く大学教授の実力に依存するから教授は厳選せられ、適当な自己教育と新教育を熟知する機会が与へられねばならない。そのために教員養成大学の教授銓衡委員会を設ける必要がある。

この12月15日付案によれば、小中高等学校の各教員を養成する大学は次の通りである。

| | |
|---------|---------------------------|
| 小・中学校教員 | 小中学校教員養成大学、教員養成の基準に合致する大学 |
| 高校教員 | 高等学校教員養成大学、教員養成の基準に合致する大学 |

以上が、12月15日付「教員養成制度刷新要綱案」の内容である。これまで見てきた他の日付の要綱案も含めて、教刷委の建議と比較してみよう。

教刷委建議と要綱案との大きな違いは、高等学校教員の養成についてである。教刷委は「大学を卒業した者」とのみ規定し、教職課程の履修を要件に掲げていなかった。これに対し、9月9日付要綱案は、都道府県を合わせた広域に全国数か所設置する第二学芸大学または教職課程を有する大学等で高校教員を養成することとした。10月13日付案と12月15日付案では、第二学芸大学は広地域別に設置する「教員養成大学」となった。

小中学校教員の養成については、教刷委の場合、原則として学芸大学修了者とし、小学校教員のみ学芸大学前期修了者も可としていた。9月9日付要綱案では小中学校ともに原則として2年制の学芸大学修了者となったが、10月13日付案から都道府県ごとに1校設置される4年制の教員養成大学で養成し、修業年限に応じて免許状に等級を設けることになった。そして12月15日付案では、教員養成大学には「実験・実証・観察・教育実習のための適当な施設並びに現職教員再教育のための十分な施設」を設けること（第1、6）、教員養成大学では全課程の6分の1以上を教職科目にあてること（第2、2）とした。

教刷委の建議では、師範学校の学資支給制と指定義務制を廃止する、ただし、大学・専門学校卒業者や有資格者を教職に勧誘するとしていた。9月9日付要綱案では依託学生制度、育英制度の活用を掲げたが、その

後は教職への勧誘に関する言及はなくなる。

逆に教刷委の建議にはなかったけれども、要綱案に登場した事項がある。4年制の大学に転換できない教員養成機関に対する措置と新教員養成機関の教員に関することがらである。10月13日付案以降で、4年制大学の基準を満たせないものは、暫定的に教員養成大学の2年または3年課程にするというものである⁽⁴²⁾。そしてこれとの関わりで、既述のように、修業年限に応じて免許状に等級を設けることとなった。また、教員養成機関の教員の質を確保するために、選考（銓衡）委員会を作って教員を選考するとの事項が加えられた。ほかに、「学校管理者」と「視学」の免許状が、12月15日付案に登場している。

教員養成を行う学校の設置主体については、教刷委が官公私立のいずれも可としたが、この点は要綱案も同様である。ただし、要綱案には教員養成の基準に合致する大学という要件が付された。

さて、12月22日、CIEのオア教育課長は、CIEの教師教育関係職員に対し、「教員養成制度刷新要綱案」をCIE教育課が承認したことを知らせた。そして、教員養成制度改革をこの要綱案にしたがってすすめていくよう、次のように指示したのである⁽⁴³⁾。

- 1 「教員養成制度刷新要綱案」を文部省の教師教育検討委員会が作成した。これは今後この問題を研究・計画する上での基本として、日高等学校教育局長と有光次官の了承を得たものである。
- 2 CIE教育課は、有光事務次官の求めに応じてこのプランを承認した。玖村課長と日高局長と有光次官の協議の結果、文部省は直ちにこのプランを完成させることとなった。承認されたプランは、教員養成全体に関わる様々の実施計画の基礎となるものである。
- 3 CIE教育課のスタッフは、この要綱案にもとづいて文部省の関係職員や日本の教育者を指導し支援する。この計画と一致しないアドバイスは行わない。

そして、必要に応じて、文部省がこの計画を修正する機会を与えるが、修正内容についてはCIEの承認を要するとした。また、関係者の利害を調整するために、トレーナトレーナー課長補佐と日高局長とが今後も連携し、このプランの特定の問題については、CIE教育課員と文部省職員が協議を続けていくと述べている。

1947年12月26日、カーレーと玖村らの会合が行われた。カーレーの会議報告書から見よう。「教員養成制度刷新要綱案」について、CIEは文部省が作成した原案を基本的には承認したが、CIEの各学校段階の担当職員の意見に基づいて付加・削除すべき箇所がある、しかし未だ修正されていないと玖村に告げたのである。他に、カーレーは、給費制・服務義務制を廃止するとしていることについて、かわりの支援策が十分に講じられるかを尋ねた。カーレーは、大学の全体的な奨学金や学生支援策の一環として考えるべきであると述べた。玖村はこの問題を早急に検討すると答えた⁽⁴⁴⁾。

トレーナー文書には「教員養成制度刷新要綱案」の英文が所蔵されている。和文の「教員養成制度刷新要綱案」の諸案と比較すると、12月15日付案とほとんど同じである⁽⁴⁵⁾。しかし、若干の相違点がある。ひとつは、項目の第2と第3が入れ替わっている点である。注目すべきは、和文では「教員養成大学」の語が繰り返し登場するのに対して、英文には"teacher college"などの記述がないことである。「教員養成大学」に当たる箇所を英文で見ると、"4 year institutions for the preparation of teachers"、"the colleges chiefly devoted to the preparation of teachers"、"colleges preparing teachers"などとなっている。さらには、「教員養成大学」に対応する箇所を英訳していない場合も見られるのである。もうひとつ注目すべきは、「教員養成制度刷新要綱案」の英文に「学芸大学」に当たる"liberal arts college"の語も出てこない点である⁽⁴⁶⁾。

他には教員養成を担当する教員に関する第5の項目をめぐる相違があ

る。ここでも和文のタイトルは「教員養成大学の教授」であるが、英文は単に "The Teaching Staff" となっている。和文では、「教員養成大学の教授銓衡委員会を設ける必要がある」となっているが、英文を訳すと、銓衡委員会ではなく「教師教育に携わる教員の基準を作成するための委員会」である⁽⁴⁷⁾。

結論

以上のように、教育刷新委員会の建議に示された教員養成制度改革プランに対して、文部省内に反対意見が強かった⁽⁴⁸⁾。そこで、文部省は教員養成制度改革案を検討するために、教刷委ではなく、それとは別の委員会を設置することを計画した。「教員養成制度及び教員検定制度調査委員会」である。しかし、CIEは、そのような委員会が教刷委の権限を奪ってしまうこと、そして教刷委に自主性を与えたことに反するという理由で反対した。

CIE内部では、教刷委の改革プランに対して見解が分かれた。教職専門教育を軽視するととらえて批判する見解と、従来の師範学校における質の低い教師教育のレベルを向上させられると評価する見解とがあった。CIE教育課内で、教師教育改革に中心的に関わってきたカーレーは、教刷委の方針を批判していた。そこで文部省と同様、教刷委とは別に教員養成について検討する文部省の諮問委員会を設置すべきだと考え、CIEの他の職員とともに提案したが、これもCIE上層部の支持を得られなかった。

教刷委が自主的に教育改革方策を検討するという形を取らせることはGHQの政策であった。とはいえ、CIEの方針に合わない場合は、教刷委総会で採択した建議であっても、再審議して修正することを要求した。CIEの方針に従って修正を行った第8特別委員会は、その日を最後に活

動を終えた。

教刷委が7月18日の総会で「教員養成に関すること（其の二）」を当初採択してから、教刷委に教師教育改革の審議を委ねることに、文部省もCIEも従来以上に大きな危惧を抱くようになった。教刷委にかわる委員会を作って教師教育改革を検討することはできない。しかし、このまま教刷委に検討を続けさせるわけにも行かない。CIEは結局、文部省学校教育局内に検討会議を作るように指示した。これにしたがって、学校教育局長、師範教育課長、初等教育課長、中等教育課長、高等教育課長らによる省内の委員会をつくり、そこでまとめたプランが「教員養成制度刷新要綱案」である。

CIEは、12月22日に「教員養成制度刷新要綱案」を承認することを決めた。そしてCIE職員に対して、これにしたがって文部省職員に対応し、これと一致しないアドバイスを行わないよう指示したのである。

最後に、「教員養成制度刷新要綱案」以降、教刷委の方針とは異なっ
てすすめられた事項をまとめて確認しよう。小・中・高校のいずれの教員になる場合も教職専門科目の履修を必須とすること。師範学校を教員養成大学に昇格させるが、大学としての水準に達しないものは、4年未満の短期課程とすること⁽⁴⁹⁾。そして、2年課程修了者を小学校教員、4年制修了者を中学校教員とするなどのように教育機関によって資格を分けるのではなく、免許状に等級をつけて大学での修業年限によって別に
するという方式をとることであった⁽⁵⁰⁾。

さらに「要綱案」をめぐるCIEの指摘も、その後の教員養成制度改革に重大な変更を加えることとなった。同一の大学で2つの校種の免許状を取得できるようにすること、中学校と高校の教員を同じ中等教育学校教員として同一の大学で養成することである⁽⁵¹⁾。日本側のプランでは、小中学校教員養成機関と高校の教員養成機関は別々であったが、CIEの指示によって、中学校と高等学校の教員養成が同じ大学で行われるよう

になる。それは、学芸大学での高校教員養成を可能とすることにつながっていく。さらに、高校教員養成機関を地域別に設置するというプランも消滅させていくのである。

注

(1) 海後宗臣編『教員養成』戦後日本の教育改革第8巻、東京大学出版会、1971年、山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房、1992年が代表的研究である。

(2) Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan*, Meisiei University Press, 1983, p.212

(3) *Ibid.*, p.213

(4) IFELについては、拙編著『占領期教育指導者講習基本資料集成』全3巻（すずさわ書店、1999年）を参照いただきたい。

(5) 本稿は、筆者の以下のような占領期教師教育改革研究の一環である。「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程—教育職員免許法に関する一考察—」（『研究集録』第14号、東北大学教育学部教育行政・学校管理・教育内容研究室、1983年10月）、「占領下の教職員現職教育におけるワークショップ」（同前『研究集録』第16号、1985年9月）、「教員養成」（明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』明星大学出版部、1993年10月）、「占領下日本における教師教育改革と教育学教員再教育」（『横浜市立大学論叢・人文科学系列』第45巻第2号、1994年4月）、「編集・解説『占領期教育指導者講習基本資料集成』すずさわ書店、1999年12月、「CIEの会議報告からみた占領初期における教師教育改革—CIE発足から教師教育担当官カーレーの着任まで—」（『戦後教育史研究』第25号、明星大学戦後教育史研究センター、2010年12月）。

(6) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議

録』第9巻（岩波書店、1997年）、389～390ページ。

(7) 国立教育政策研究所所蔵『戦後教育資料』Ⅲ-53、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻（岩波書店、1996年）、45ページ。

(8) この点については、先行研究が教刷委議事録にそくして明らかにしている。前掲『教員養成』170～171、274～279ページ、前掲『戦後日本教員養成史教育研究』281～290ページ。

(9) Verna A. Carley, Weekly Conference on Teacher Education, Report of Conference, 10 July 1947, *CIE Records*, Box no.5135 (7), ASSIMILATED WEEKLY REPORT, HIGHER EDUCATION GROUP, 11-17, July 1947, *CIE Records*, Box no.5647 (1) *CIE Records* は、国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロフィッシュを用いた。Box no.の後の括弧内の数字はFolder番号である。

(10) カーレーが⁸、教職につく者には教職専門教育が必須であると考え、日本の教職教育の質の向上のために様々な活動を行ったことは、関連の多くのCIE文書からも明らかである。

(11) 前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻、89ページ。

(12) *Educational Reform in Occupied Japan*, op.cit,p.211

(13) From:Trainor, To:Orr, Subject:Meeting on Teacher Training, 29 May 47, *Trainor Collection* Box no. 53, Folder Title: SCAP GHQ CIE Education Division, Teacher Certification (1946-51), 0352. *Trainor Collection* はスタンフォード大学フーバー研究所所蔵のマイクロフィルムを用いた。以下、本稿で用いたTrainor文書は、いずれも Box no. 53, Folder Title: SCAP GHQ CIE Education Division, Teacher Certification (1946-51) 所収である。なお、末尾の4桁の数字は、当該文書を撮影したマイクロフィルムのリールにおけるコマ数である。

(14) イールズは、教員養成機関に限らず、ジュニア・カレッジを推進し

ようとしていた。イールズは、CIEの方針とは関係なしに、日本人関係者にジュニアカレッジを説いて回っていた。教刷委委員長の南原が、CIE教育課内部での意見の不一致が無用な混乱を起こしていると考えて、オア、トレーナーに見解を問いただしている（前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第13巻、岩波書店、1998年、「参考資料」89ページ）。

(15) From:Trainor To:Orr Subject:Meeting on Teacher Training, 29 May 47, op.cit.

(16) Subjectや作成者名の表記のない文書であるが、トレーナーが作成したと思われる文書。*Trainor Collection* Box no 53, 0355 所収。

(17) 国立教育政策研究所所蔵『戦後教育資料』V-9。

(18) 前掲『戦後教育資料』V-9、前掲『戦後日本教員養成史研究』185、292ページ。

(19) Verna A. Carley, Subject 表記なし, Report of Conference, 11 August 1947, Report of Conference, *CIE Records*, Box no.5136 (1), .5647 (1).

(20) ASSIMILATED WEEKLY REPORT HIGHER EDUCATION GROUP, 8-14 August 1947, *CIE Records*, Box no.5647 (1).

(21) Verna A. Carley, Report of Conference, 11 August 1947, op.cit.

(22) From: Chief Education Division To:Deputy Chief, Education Division, Subject: Ministry of Education Committee on Teacher Training Plan, 8 December 1947, *Trainor Collection*, Box no 53,0439.

(23) 前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻、65ページ。

(24) 同前、66ページ。

(25) 同前。

(26) 前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第9巻、467～485ページ、前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻、83～89ページ。この間の経緯は、前掲『戦後日本教員養成史研究』が教刷委

の議事録に基づいてすでに詳細に明らかにしている(281～290ページ)。

(27) *Educational Reform in Occupied Japan*, op.cit,p.211

(28) FROM: Committee on Teacher Education Council, V.A. Carley, Chairman, H.Heffernan, B. Hollingshead and Q.Moss, TO: Chief Education Division, CI&E, SUBJECT: Recommendations Concerning the Japan Advisory Council on Teacher Education, *Trainor Collection*, Box.no53, 0370.

(29) *Educational Reform in Occupied Japan*, op.cit,pp.211-212.

(30) 国立教育政策研究所所蔵『大田周夫旧蔵資料』No.112所収。なお、「教員養成学校整備要綱案」が「教員養成制度刷新要綱案」のもとになったプランであると考えられる。「教員養成機構整備要綱案」は、1947年7月25日付、7月28日付(前掲『戦後教育資料』V-9)、8月2日(前掲『大田周夫旧蔵資料』No.112所収)がある。

(31) Verna A. Carley, Teacher Education, Report of Conference, 23 September 1947, *CIE Records*, Box no.5136 (4).

(32) 敗戦から1947年末までに、文部省内で以下のような教員の免許・資格制度改革案がつくられてきた(ただし、日付不明のものを除く)。これらは、教員検定に合格した者に教員資格・免許状を授与し、教員検定には試験検定、無試験検定その他を設けるという構造であった。試験検定における学力検査の具体的内容や無試験検定において履修すべき「所要の課程」の具体的な基準については規定していない。「教員養成制度刷新要綱案」がCIEの承認を得るのは、後述のように1947年末である。免許状取得のための科目や単位数が具体的に記されるようになるのは、この後つまり1948年以降の免許法案を待たなければならなかった。(なお、これらの教員検定・免許関係法令案を検討した先行研究に、山田昇「履修基準を中心とした教育職員免許法の成立に関する考察」『特別研究・戦後教育改革資料の調査研究報告書』国立教育研究所、1985年がある。)

1947年1月16日「教員検定規程案」『春山順之輔資料』（『春山順之輔資料』は、『教育制度等の研究（その10）』調査資料106、日本私学教育研究所、1984年、参照）

1947年1月17日「教員免許令案」『春山順之輔資料』

1947年1月24日「教員免許令案」『春山順之輔資料』

1947年1月31日「教員免許令、教員検定規程案の構想の概要（1）」『春山順之輔資料』

1947年2月2日「教員免許令、教員検定規程における経過規程の概要（2）」『春山順之輔資料』

1947年2月12日「教員の資格（案）」『春山順之輔資料』

1947年2月15日「小学校教員・中学校教員・高等学校教員・幼稚園教員（教員免許令）案」『戦後教育資料』

1947年2月18日「教員の資格（案）」『戦後教育資料』

1947年2月19日「教員検定規程（案）」『戦後教育資料』

1947年7月21日「教員の免許状及び検定制度改善要綱案」『戦後教育資料』

1947年8月29日「教員免許令（法）基本要綱案」『戦後教育資料』

1947年10月4日「教員免許法基本要綱案」『戦後教育資料』

1947年10月25日「教員免許法要綱案」『戦後教育資料』

1947年10月29日「教員免許法要綱案」『戦後教育資料』

1947年11月1日「教員の免許状の種類案」『戦後教育資料』

(33) 前掲『戦後教育資料』V-9、前掲『大田周夫旧蔵資料』No.124。所蔵資料の原文は同じであるが、手書きでそれぞれ別の書き込みがなされている。本文に掲げたのは、手書きで書き込み前の原文である。

(34) VERNA A. CARLEY, Teacher Preparation, 13 Oct 1947, Report of Conference, *CIE Records*, Box no.5136 (5), *Trainor Collection*, Box no 53, 0378.

(35) *Trainor Collection* Box no 53, 0387～ほか。

(36) From:Deputy Chief, Education Division, To:Chief, Education Division, Subject:Ministry of Education Committee on Teacher Training Plan, 8 December 1949, *Trainor Collection*, Box no 53, 0439.

(37) ほかに試験検定制度について、具体化の際には文部省と協議すべき問題があると指摘した。

(38) From:Arther K. Loomis to Mr.Trainor, SUBJECT: Teacher Preparation Plan, 9 December 1947, *Trainor Collection* Box no.53 0441.

(39) この問題は、教員養成校の設置主体をどこにするかという問題と関わりを持つ。12月9日、教育委員会法案をめぐって、CIE教育行財政係官のルーミス、文部省学校教育局庶務課長内藤誉三郎、調査局審議課長西村巖、天城勲事務官との会合が行われた。ここでは、師範学校を都道府県教育委員会のコントロールの下に置くことで、合意がなされた (Arthur K. Loois, Board of Education, 9 December 1947, Report of Conference, *CIE Records*, Box no.5137 (4))。

(40) 前掲『大田周夫旧蔵資料』No.112所収。

(41) From:Deputy Chief, Education Division, To:Chief, Education Division, Subject:Ministry of Education Committee on Teacher Training Plan, 8 December 1949,op.cit. から考えると、トレーナー文書所収の英文 (MAIN POINTS OF TEACHER PREPARATION PLAN) は、この日すなわち12月8日に玖村がトレーナーに提出したものである可能性が高い。

(42) ところで、当時、短期大学の設置は、イールズの主張にもかかわらず、CIEの認めるところではなかった。この時点では、師範学校のうち、基準に満たないものを短期大学にするという選択肢はなかったのである。当初CIEが短大に否定的であったことを、日高第四郎学校教育局長は後に次のように記している。

これまでの専門学校に近い短期大学のような制度の必要は、文部省

もそのほかの教育関係者も、日本の経済事情や社会的要望からあらかじめ認めて、これを制度化することを総司令部当局に再三懇請したのであるが、容易に容認されず、49年の大学設置の審査のすんだのちに、ようやく50年度から承認せられることになった（日高第四郎『戦後の教育改革の実態と問題』（民主教育協会、1956年）、28ページ、のちに同『民主教育の回顧と展望』（学習研究社、1966年）に再録、54ページ）。

(43) INTRA-SECTION MEMORANDUM, From: Mark T. Orr, Chief, Education Division, To: Teacher Education Consultants, Subject: Ministry of Education Plan for Teacher Preparation, *CIE Records*, Box no.5605 (6) , *Trainor Collection* Box no 53, 0445.

(44) Verna A. Carley, Teacher Education, Report of Conference, 26 Dec 1947, *CIE Records*, Box no.5137 (6).

(45) "MAIN POINTS OF TEACHER PREPARATION PLAN" (*Trainor Collection*, Box no.53,0446-0447 所収) を和訳すると以下の通りである。

「教員養成制度刷新要綱案」

(MAIN POINTS OF TEACHER PREPARATION PLAN)

第1 根本方針

- (1) 教員は原則として4年制の大学で養成する。
- (2) 大学設置基準設定協議会の定める教員養成の基準に合致する大学は、国・公・私立の何れを問わず、教員を養成することができる。
- (3) 教員養成の学科課程は幼稚園・小学校・中学校・高等学校でそれぞれ異なるが、同一大学において2種以上の教員を養成することもできる。
- (4) 必要数の教員を確保するために、教員養成のための4年制大学を十分な数設立する必要がある。
 - (a) 幼稚園・小学校・中学校教員を養成する大学は、少なくとも

都道府県に1校設ける。

(b) 高等学校、障害児学校の教員、養護教員、音楽・美術・体育・工業・家政その他の職業教科や特別教科の教員を養成する大学は、少なくとも広地域別に各1校設ける。

(5) 職業科教員となるための教育課程は、実業大学または教員養成を主とする大学で提供される。

(6) 教員を養成する大学には、実験、実証、観察、教育実習のための適切な施設並びに現職教員再教育のための十分な教職員と施設設備を備えていなければならない。

第2 現在施設の転換措置

(1) 現行の教員養成制度は1948年3月末をもって廃止され、新制度を実施する。

(2) 現行の教員養成諸学校のうち基準を満たすものは、4年制大学のアクセディテーションを与える。

(3) 1949年3月に4年制大学のアクセディテーションを得ることのできない教員養成諸学校は、4年の学科課程と調和した2年または3年間の課程とし、早急に基準を満たすようにする。

第3 カリキュラム

各種の教員を養成するための基本的な課程の要綱が作成されなければならない。

少なくとも全課程の3分の1以上を一般教育に、又少なくとも6分の1以上を教職科目にあてなければならない。

第4 免許状

(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校、障害児学校の教員、養護教員、特別教科の教員、管理職、視学を含むあらゆる教職員に免許資格が必要である。免許状には学校の種類・教科・免許せられる職務を明記せねばならない。教職教育の学位や能力に応じて免許状の

等級（A、B、C、臨時）を記す。

(2) 独学者又は教員養成機関で訓練を受けない者に対して試験検定制度を設ける必要がある。

第5 教授スタッフ

教員養成の改善は、教員養成を担当する教員の能力、理解と協力を直接依存する。教員養成機関の教員は、厳選され、適切な自己教育と新教育を熟知する機会が与えられねばならない。そのために教師教育を担当する教員の基準を作成する委員会を設置する必要がある。

(46) 教刷委の建議における「学芸大学」とは、教刷委の委員からすれば「リベラルアーツカレッジ」であった。しかし、本来の“liberal arts college”は、それとは大きく異なる。CIEの理解では、“liberal arts college”での教員養成は不可能であった。このことは、1948年1月30日の教刷委第54回総会で木下一雄が指摘している（前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻、303～304ページ、前掲『戦後日本教員養成史研究』188～189ページ）。

(47) ほかに、「第4免許状」の項で、12月15日付の1～3がまとめられて、英文の(1)になっている。その際、和文にはない「養護教員」「特別教科の教員」の語が加えられている。もっとも、「資格の免許は…を含むあらゆる教職員に」としている以上、これらは例示であるので、加えられることにそれほど大きな意味はない。

(48) 本稿で見たほかに、すでに1946年の段階から、玖村師範教育課長と日高学校教育局長は、教刷委での教員養成・資格制度改革の議論の方向性に危機感を抱いていた（前掲「CIEの会議報告からみた占領初期における教師教育改革—CIE発足から教師教育担当官カーレーの着任まで—」6ページ）。

(49) 教員養成大学・学部の入学生定員が2年課程を上回るのは、1955年度まで待たなければならなかった（文部省編『学制90年史』大蔵省印刷

局、1964年、316ページ)。また、1956年7月末の時点で、大学基準協会会員校48校のうち教育学部が登録されているのは3大学のみであった(大学基準協会編『新制大学の諸問題』大学基準協会、1957年、123～124ページ)。

(50) 1949年に成立した教育職員免許法では、小学校教諭、中学校教諭の2級免許状は、ともに、大学に2年以上在学して62単位以上修得することを基礎資格とした。

(51) 12月15日付要綱案の「第2. 教員養成大学の学科課程」は、教員養成大学の学科課程をどのように定めるかを、大学設置基準設定協議会に委ねるとした。実際、1948年に入ってから、大学設置委員会でこの件が検討されることとなる(教刷委第54回総会における日高学校教育局長の説明、前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第3巻、306ページ)。1948年3月11日に、大学基準協会の教員養成基準分科会は、「新制大学に於ける教職的教養基準設定に関する提案」という中間報告を策定する(大学基準協会『会報』第3号、38ページ)。